三　設計図面
四　部品表
五　仕様書
六　飛行規程
七　整備手順書
八　航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類
九　第四十一条第一項の規定により交付した設計基準適合証の写し
十　前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類

（修理改造設計の変更の承認）

第二十六条の七　法第十七条の二第三項の承認を受けようとする者は、修理改造設計変更申請書（第十二号の四様式）に現に有する修理改造設計承認書又は第四十一条第一項の規定により交付した設計基準適合証の写し及び第二十六条の三第二項の表に従い当該変更に係る事項を記載した添付書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。　（新設）

2　第二十六条の三第二項の規定は、前項の添付書類の提出の時期について準用する。

第二十六条の八　第二十六条の四の規定は、前条の場合に準用する。　（新設）

第二十六条の九　法第十七条の二第三項の承認は、新たに修理改造設計承認書を交付することによつて行う。　（新設）

第二十六条の十　法第十七条の二第四項の国土交通省令で定める変更は、第二十二条の二第一項各号に掲げる設計の変更に該当しないものとする。　（新設）

2　前項の規定にかかわらず、法第十七条の二第五項において準用する法第十三条の五第一項の規定による国土交通大臣の命令を受けて設計の変更を行う場合には、当該変更は法第十七条の二第四項の変更に含まれないものとする。

第二十六条の十一　法第十七条の二第四項の規定による確認をした旨の届出をしようとする者は、同条第五項において準用する法第十三条第五項の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。　（新設）

一　氏名又は名称及び住所
二　認定事業場の名称及び所在地
三　修理改造設計承認書又は設計基準適合証の番号及び修理改造設計の内容
四　当該確認をした設計の変更の内容

2　第二十六条の六第二項の規定は、前項の届出書について準用する。ただし、同項第一号から第八号までに掲げる書類にあつては、変更に係る部分に限る。

第二十六条の十二　第二十三条の十二の規定は、法第十七条の二第五項において法第十三条の五第二項の規定を準用する場合について準用する。　（新設）

（予備品証明）

第二十七条　法第十八条第一項の国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品とは、次に掲げるものをいう。

一～四　（略）

第二十八条　法第十八条第一項の予備品証明を受けようとする者は、予備品証明申請書（第十三号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

第二十九条　法第十八条第二項の検査は、設計、製造過程、整備又は改造の過程及び現状について行う。

2　（略）

（予備品証明）

第二十七条　法第十七条第一項の国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品とは、次に掲げるものをいう。

一～四　（略）

第二十八条　法第十七条第一項の予備品証明を受けようとする者は、予備品証明申請書（第十三号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

第二十九条　法第十七条第二項の検査は、設計、製造過程、整備又は改造の過程及び現状について行う。

2　（略）